

令和5年度(2023年度)特別支援教育総合推進事業「特別支援教育の体制整備の推進」実施要領
(令和5年(2023年)4月24日 学校教育局特別支援教育課長決定)

1 趣 旨

北海道教育委員会（以下「道教委」という。）は、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童生徒（以下「幼児児童生徒」という。）に対し、切れ目ない支援が受けられる体制を整備することを目指し、本事業を実施する。

2 事業の実施

道教委は、特別支援教育総合推進地域（以下「推進地域」という。）及び特別支援教育推進校（以下「推進校」という。）を指定し、本事業を実施する。

3 事業の内容

(1) 広域特別支援連携協議会の開催

道教委は、福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関等（以下「関係機関等」という。）で構成する広域特別支援連携協議会を開催し、本事業の運営を行うとともに、本道における特別支援教育の推進等について協議を行う。

その際、道保健福祉部の「北海道発達支援推進協議会」との連携を図る。

(2) 小・中学校等及び特別支援学校における発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に対する総合的な支援体制の整備

発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の支援については、文部科学省が作成した「発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する教育支援体制整備ガイドライン」（H29.3）や「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（R3.6）のほか、道教委が作成した研修資料等を活用し、校内支援体制の整備及び関係機関等の連携協力による地域の支援体制の整備を図るべく、以下の取組を行う。

ア 推進地域の指定

道教委は、各教育局管内（札幌市を除く。）を推進地域として指定する（ただし、札幌市内に設置している道立学校は、事業対象とする。）。

イ 特別支援連携協議会の開催

教育局ごとに、関係機関等により構成する特別支援連携協議会を開催し、各管内における切れ目ない一貫した支援の充実等、特別支援教育の推進等について協議を行う。

ウ 専門家チームの設置

教育局ごとに、幼稚園や小・中学校等からの申し出に応じて、発達障がいを含む障がいの有無に係る判断や適切な教育的対応等を示すため、教育委員会の職員、特別支援学校や特別支援学級・通級指導教室の教員、心理学の専門家、医師、福祉関係者、保健関係者等からなる「専門家チーム」を設置する。

エ 巡回相談の実施

教育局ごとに、特別支援教育に関する専門的知識・経験を有する者を巡回相談員として委嘱し、幼稚園や小・中学校等からの申し出に応じて巡回相談員を派遣する。巡回相談員は、申出のあった学校等を巡回し、当該学校に対して、発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する助言等を行う。

オ 特別支援教育に関する理解・啓発

各教育局並びに推進地域の市町村教育委員会、幼稚園や小・中学校等及び特別支援学校は、研修会、広報誌及びWebページ等を活用し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用等、特別支援教育に対する理解・啓発に努める。

(3) 特別支援学校におけるセンター的機能

特別支援学校におけるセンター的機能の充実のため、以下の取組を行う。

ア 推進校の指定

道教委は、学校教育法に規定されたいわゆる「センター的機能」について、特別支援学校が、地域の特別支援教育のセンターとして十分機能するようにするため、全ての道立特別支援学校を推進校として指定する。

イ センター的機能の発揮

推進校は、各推進地域に設置された特別支援連携協議会、専門家チーム及び巡回相談の取組に積極的に協力するとともに、市町村教育委員会及び幼稚園や小・中学校等における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用等の取組に対する助言や、各校に在籍する幼児児童生徒への教育相談等を行う。

ウ 巡回相談の実施

他の障がい種の教育を主に行っている特別支援学校から、自校が専門性を有する障がい種の教育について相談依頼があった場合、教員等による巡回相談を実施する。

エ 各学校における校内研修の充実

道教委は、幼稚園や小・中学校等及び特別支援学校における校内研修の充実を図るため、別表に示す道教委が作成した研修資料に関する情報を提供する。

オ 特別支援学校の専門性の向上を図る研修の実施

推進校は、高い専門的知識を有する者や関係機関等との連携による研修、地域の関係者を対象とした特別支援教育に関する研修などを開催し、自校の専門性の向上を図るとともに、地域における特別支援教育に関する専門性の向上を図る。また、推進校は、重複障がいのある幼児児童生徒への対応の在り方についての検討を行うこととする。

(4) 特別支援教育に関する事業の実施

ア 発達障がい支援成果普及事業

本道の全ての教員の発達障がいに関する専門性の向上を図るため、各管内に連携推進地域を指定するとともに、発達障がいのある子どもやその保護者への早期からの教育相談や支援体制の充実を図り、その取組の成果を広く道内に普及し、もって本道における発達障がいの可能性のある幼児児童生徒への切れ目のない一貫した指導や支援の充実に資する。

○ 「特別支援教育充実セミナー」の実施

発達障がい支援成果普及事業の成果を踏まえ、教育と保健福祉分野の関係部局の連携のもと、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の指導や支援の充実や、市町村における教育相談・支援体制の整備を図る。

また、保健福祉担当部局が主催する「発達支援研修会」と合同開催し、教育関係者と保健・福祉関係者が協議することを通して、市町村における早期からの教育相談・支援体制の一層の充実に資する。

イ 教員の専門性向上事業

本道の全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を目指し、各管内において特別支援教育の推進に中心的な役割を果たす「特別支援教育リーダー教員」を指名し、特別支援学級等における授業公開や、各学校における校内支援体制の整備についての研究協議会を実施するとともに、その取組の成果を広く道内に普及することにより、特別支援教育の専門性の向上を図る。

(5) 特別支援教育に関する研修の実施

ア 特別支援教育進路指導協議会

障がいのある生徒やその保護者が適切に進路選択できるよう、知的障がい特別支援学校高等部等の教育内容や令和6年度（2024年度）の入学者を対象とした知的障がい特別支援学校高等部の入学者選考の概要に関する理解を深める研修を実施し、小・中学校等における特別な教育的支援を必要とする児童生徒やその保護者の進路選択を適切に支援できるよう指導力の向上を図る。詳細については、別に定める実施要項（準則）による。

イ 管内市町村教育委員会就学事務担当者等研修会

各管内の各市町村教育委員会の就学事務担当者等を対象に、学校教育法施行令の一部改正の趣旨等を踏まえた早期からの教育相談や就学先決定の進め方、就学後の支援などについて説明や協議等を通して理解の促進を図り、各市町村の支援体制の構築に資する。詳細については、別に定める実施要項による。

4 関連事業との連携

(1) 厚生労働省関連事業との連携

本事業の実施に当たっては、厚生労働省の実施する各種事業を活用するほか、就労の充実に向けたハローワークとの連携を図る。

(2) 道立特別支援教育センター事業との連携

本事業の実施に当たって、道立特別支援教育センターは、研修事業や教育相談事業等の機能を用いた、各幼稚園や小・中学校等及び特別支援学校に対する、本事業の主旨を踏まえた専門的な視点から助言等を行う。

5 事業の実施期間

事業の実施期間は、令和5年度(2023年度)とする。

6 事業報告等

各教育局は、事業の終了後、速やかに事業報告書を作成し、学校教育局特別支援教育課長あて提出するものとする。

7 経費

事業の実施に要する経費は、予算の範囲内で支出する。

8 事業の運営

本事業の庶務並びに実施に関して必要な事項は、学校教育局特別支援教育課及び各教育局において処理する。

9 その他

この要項に定めのない事項で事業の実施に必要な事項は、必要に応じ、学校教育局特別支援教育課長が別に指示する。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

別表

特別支援教育課作成資料一覧

年度	作成資料
平成26年度	「校内研修プログラム」
平成27年度	「通常の学級における特別支援教育の視点を生かした『実践事例集』」
平成28年度	「支援体制づくり取組事例集」
平成29年度	「支援体制づくり取組事例集追補版」
平成30年度	「支援体制づくり取組事例集 平成30年度追補版」
令和元年度	「支援体制づくり取組事例集 令和元年度追補版」
令和2年度	「支援体制づくり取組事例集 令和2年度追補版」
令和3年度	「令和3年度（2021年度）連携推進地域等発表資料集」
令和4年度	「特別支援学級における適切な教育課程の編成に関する資料 ～児童生徒一人一人の学びの充実に向けて～」
令和4年度	「令和4年度（2022年度）連携推進地域等発表資料集」